

四万十川条例(施行規則)許可基準改正の方向性について

【報告事項】

1. 背景と目的

(1) 平成13年4月: **四万十川条例**(高知県四万十川の保全及び流域の保全に関する基本条例)施行
【目的】清流四万十川を県民・国民共有の財産として後世に引き継いでいくため、住民、流域市町、愛媛県、国等と連携し、四万十川の保全と流域の振興を図り、人と自然が共生する循環型の地域社会を目指す

(2) 平成18年10月: **重点地域(回廊地区、保全活用地区等)*1**における民間行為の許可制度導入

【条例構成】

・土地の形状変更、工作物の設置等9つの行為を定義

・①災害防止②水害防止③水源涵養④生態系及び景観の保全等の4つの許可基準を定義

【条例施行規則の構成】: 許可基準の技術的細目

・①～③は国の上位法の許可等により、④は濁水対策等の独自基準を定義

【許可権者】

平成27年4月: 流域全ての市町(5市町)に許可権限移譲

(3) 固定価格買取制度(FIT)の導入もあり、近年、**太陽光発電施設に係る申請が増加**。

【許可実績: 四万十市4件(回廊3件、保全・活用1件)、四万十町4件(保全・活用4件)、**不許可実績: 四万十市1件(回廊1件): 三里地区**】※2

(4) **太陽光発電施設を対象とした他例規も整備**されつつある

・四万十市四万十川景観計画※3(届出制: 平成27年10月)

・太陽光発電施設の設置・運営等に関するガイドライン※4(届出制、平成28年3月)等

※上記を基に、特に**太陽光発電施設に係る範囲の、許可基準の見直し(改正)**を行う

3. 改正の方向性について

(1) 第19回高知県四万十川流域保全振興委員会で例示や意見交換を行った主な項目(許可基準)

①回廊地区においては、売電目的(個人の住宅用は除く)の太陽光発電施設は**原則設置させない**

②浸水実績がある場所への設置を**認めない**

③**景観保全の許可基準**(施行規則の技術的細目)に市町景観計画基準(遮蔽等)を追加

④**地元説明会の開催**等

【委員会結論】

クリアする努力が出来るような許可基準を策定するより、避ける場所(浸水実績がある箇所等)を避けるように設置を制限する区域を設定すべき。

地元説明会の開催は制度上、非常に難しい。

(2) 弁護士相談や法務課との協議結果等より

・太陽光発電施設について規制する背景(立法事実)はある

・ただし、その規制は**太陽光発電施設(パネル)の特性から考えて合理的説明ができる範囲内**で

上記①～④の整理

①原則設置させない案は困難

②浸水実績がある場所での対応を検討する場合は、太陽光発電施設以外も要検討

③パネルの特性から四万十市景観計画基準の準用は可(遮蔽等)

④地元説明会は制度上、非常に難しい(第19回委員会より再掲)

(3) 改正の方向性

※**太陽光発電施設に関して、施行規則(技術的細目)にて**

・**パネルの特性に応じた規制**を定める(景観保全の許可基準への遮蔽等の追加)

・**浸水実績のある場所への設置は認めない**。

【ただし個人用のは(従来より)適用除外】

【現状の申請の大部分を占める電柱等の取り扱いが課題】

(・地元説明会の開催については許可の条件とはしないが県ガイドライン※4に基づき、引き続き各市町で運用)

2. これまでの取組

(1) 平成28年3月2日: 第18回高知県四万十川流域保全振興委員会※5の開催

【開催内容】

①四万十川条例及び施行規則における太陽光発電施設に係わる項目の抽出

②太陽光発電施設に係る申請・許可状況の整理

③他例規との整合性について整理

(2) 平成28年11月24日: 第19回高知県四万十川流域保全振興委員会の開催

【開催内容】

①許可基準の課題整理

②許可基準(施行規則)の改正方針例示及び意見交換

(3) 改正案の絞込み

弁護士や法務課・河川課等の関係機関と協議

【三里地区】

平成24年度の計画案浮上から10数回の県・市・申請者下協議を実施

平成28年9月1日申請者に対して市より不許可通知【主な理由】

・(過去に浸水実績あり)盛土による下流への洪水影響・景観の阻害等

※5四万十川条例第39条～第43条で規定。四万十川の保全及び流域の振興に関する重要事項の調査審議。現委員は学識経験者、地元有識者、流域市町首長等14名で構成

4. 今後の予定

(1) 第20回高知県四万十川流域保全振興委員会で改正案の検討・中間報告
【平成29年3月29日(水)於四万十市 開催予定】

(2) 法務課と詳細調整(条文やスケジュール等)

(3) 最終案の審議(第21回四万十川流域保全振興委員会)

(4) パブリックコメントの実施(周知期間が一定必要)

(5) 施行規則改正の施行

【参考: 許可基準策定時(平成18年3月)⇒許可制度の施行(平成18年10月)】